

事 務 連 絡
平成29年12月18日

各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 殿
沖縄総合事務局農林水産部経営課長 殿

経営局農地政策課農地集積促進室長

担い手の農地利用集積状況調査における基本構想水準到達者等の確認方法
について

日頃から、担い手への農地利用集積の推進に当たり御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

さて、担い手への農地利用集積の状況については、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知）に基づき、毎年度調査しているところです。

本調査の結果については、日本再興戦略のK P I（成果目標）である担い手の農地利用割合（平成35年度までに全農地面積の8割を担い手が利用）の達成度に直結するものであり、各市町村における集計に当たっては、基本構想水準到達者の有無、特定農作業受託の状況及び出入作の有無を的確に確認し、その農地面積を適正に計上していただく必要があります。しかしながら、平成28年度調査（平成29年3月末）について、各市町村に「担い手の農地利用集積状況調査における基本構想水準到達者等の確認状況に関するフォローアップ調査について」（平成29年6月14日付け事務連絡）にて基本構想水準到達者、特定農作業受託及び出入作に関する確認状況の調査を行った結果、各事項において、「確認が不十分」又は「確認を実施していない」市町村が約半数の状況でした。

「確認が不十分」又は「確認を実施していない」市町村から、確認方法が分からないとの声があったことを踏まえ、これらの事項に係る確認方法を下記のとおり整理しました。つきましては、各地方農政局及び沖縄総合事務局においては、都府県に対し下記の点に十分に留意していただき、基本構想水準到達者等について適切な把握に努めるよう依頼するとともに、「確認が不十分」又は「確認を実施していない」市町村において、適切な把握が行われるようお願いいたします。

記

1 基本構想水準到達者の確認方法

平成29年度（平成30年3月末）調査に当たっては、以下の事項に留意し、全ての市町村において基本構想水準到達者の有無を確実に確認し、該当する者が利用する面積を適切に計上すること。

基本構想水準到達者とは、

- ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体
- ② 農業改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している経営体をいう（他市町村の認定農業者を除く）。

- (1) 農業所得等の情報が得られない場合であっても、経営規模が基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の営農類型毎の経営規模と遜色がない経営体については基本構想水準到達者と取り扱って差し支えないことから、その営農状況も考慮した上で、基本構想水準到達者として位置付けること。
- (2) 平成29年度中に限らず過年度に農業改善計画の再認定を受けなかった経営体についても従前の経営面積を維持又は拡大している場合には、基本構想水準到達者として位置付けること。
- (3) 複数市町村に跨がって経営する経営体については、当該市町村内の経営規模のみで判断せず、経営全体を考慮して判断することが適当であること。
- (4) 人・農地プランの中心経営体については、プランの作成・見直しの際に、当該中心経営体の現状の経営規模等に鑑みて基本構想に到達しているかどうか確認した上で判断すること。
なお、中心経営体の計画における将来の経営規模等の内容が、プランの「農地中間管理機構の活用方針」や「近い将来出し手となる者と農地」の記載内容から見て達成が確実と見込まれる場合は、当該中心経営体を認定農業者となるよう誘導することが望ましい。
- (5) 機構から転貸を受けた経営体については、その経営規模等に鑑みて基本構想に到達しているかどうかを確認した上で判断すること。
- (6) 産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画に記載された担い手の考え方に該当する経営体については、その経営規模等に鑑みて基本構想に到達しているかどうかを確認した上で判断すること。
- (7) 基本構想水準到達者の的確な把握に当たり、必要に応じて指導農業士や農業改

良普及員等の第三者からの情報や意見を参考にすること。

2 特定農作業受託の確認方法

平成29年度（平成30年3月末）調査に当たっては、以下の事項に留意し、特定農作業受託が行われている農地の面積を確実に確認し、該当する面積を適切に計上すること。

特定農作業受託が行われている農地とは、農作業を受託することを約した契約のうち、
ア 受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業（①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀、②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫、③その他の作物については、①又は②に準ずる作業）を行うこと
イ その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること
ウ その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものにに基づき農作業を行っている農地をいう。

- (1) 経営体の農作業受託契約書等の特定農作業受託面積が確認できる資料を市町村等が把握している場合はその資料・データに基づいて確認すること。集落営農法人については、事業計画又は事業報告等により確認すること。
- (2) 認定農業者の申請時に認定した農業経営改善計画において、特定農作業受託面積の確認をすること。
- (3) 経営所得安定対策に加入している経営体については、同対策申請書類（営農計画）に記載されている面積から農地台帳における自己所有地及び借入地の面積を除いた面積を作業受託面積と推定すること。
- (4) 上記方法による確認ができない場合など、必要に応じて、経営体又は関係団体・機関への聴き取りにより確認すること。

3. 複数市町村で耕作している認定農業者等の確認方法（出入作）

平成29年度（平成30年3月末）調査に当たっては、以下の事項に留意し、複数市町村で耕作している認定農業者等を確実に確認し、該当する面積を適切に計上すること。

- (1) 認定農業者等については、これらの者が認定を受けた市町村以外の市町村に入作している場合、当該市町村において認定農業者等として計上していない市町村

もある。この場合、経営体として一つであることを踏まえれば他市町村において計上しないことは適当ではないことから、認定を受けた市町村以外においても認定農業者等として整理すること。

- (2) このことから、他市町村の認定農業者等の把握に当たっては、各地方農政局及び各都道府県が、過年度の担い手の農地利用集積状況調査の様式Aに収録されている認定農業者等をリストに取りまとめ、各市町村に提供又は照会があった際に情報提供する仕組みとするなど認定状況を把握できるよう協力すること。

なお、リストの作成に当たっては、経営体名称を匿名及び無記入等で報告している市町村もあるため、把握できる範囲内の経営体のみで良い。

以上